

令和 5 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 18 |

令和 5 年 7 月 2 0 日 (木曜日)

総務委員会会議録

令和5年7月20日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時15分閉議（実時間90分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第44号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））
1. 議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 陳情第3号・消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君
副委員長 橋本貴喜君
委員 田方芳信君
委員 高山正夫君
委員 堀徹男君
委員 村川清則君
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 谷脇信博君
財務部次長 岩瀬隆敏君
契約検査課長 角田浩二君
理事兼財政課長 中村光宏君
理事兼市民税課長 岩崎龍一君
資産税課長 草原清一君
教育部
教育部次長 田中智樹君
市民環境部
市民活動政策課長 長船征洋君
総務企画部長 濱田浩介君
危機管理課長補佐 西田昌博君
危機管理課主幹 小林和也君
兼危機管理係長

○記録担当書記

松崎広平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

◎議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明を願います。

○財務部長（谷脇信博君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の谷脇でございます。

本日の総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案の第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入及び歳出の総務費を岩瀬財務部次長が御説明し、消防費を担当部のほうから御説明いたします。

次に、事件案件のうち、議案第44号の八代市市税条例の一部を改正する条例を草原資産税課長及び岩崎理事兼市民税課長が説明いたします。

また、予算の専決処分に係る議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号及び議案第47号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号の関係分について、岩瀬財務部次長が説明いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ10億9560万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ645億8170万円としております。

また、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページをお願いいたします。

まず、第2表、債務負担行為補正でございますが、上段から入札参加資格審査申請システム使用料は、令和6年度から10年度まで、限度

額343万2000円。次のあけぼの保育園施設整備補助金は、令和6年度まで、1億5825万4000円。次のやつしろ観光dガイドアカウント使用料は、令和6年度から7年度まで、限度額36万円。最後の（仮称）新南部学校給食センター施設整備事業アドバイザー業務委託は、令和6年度まで、1936万9000円をそれぞれ追加しております。

なお、詳しい内容は、後ほど、各関連の箇所で説明をいたします。

5ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

上段の表、1、追加の児童福祉施設整備事業は、限度額を3540万円としております。

また、下段の表に変更の上から、土地改良事業は、補正前の限度額8410万円に520万円を追加し、補正後の限度額を8930万円。次の道路整備事業は、8億1640万円に1180万円を追加し8億2820万円。次の学校整備事業は、2億6330万円に480万円を追加し2億6810万円。最後の災害復旧事業は、5億9810万円に980万円を追加し、6億790万円としております。

なお、詳しい内容は後ほど歳入、款22・市債で説明をいたします。

それでは、まず、歳入を説明します。

9ページをお願いします。

上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税では5502万4000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で、生活困窮者自立支援事業負担金23万1000円を追加しております。これは、令和6年3月から運用予定のオンライン資格確認に必要なレセプト管理システム用端末購入に係る国の負担金で、交付率は10

分の10でございます。

次の、目5・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金では、2201万1000円を追加しております。これは、令和4年9月の台風14号により被災した八八重～四方田線における迂回路の変更事業に要する経費に係る国の負担金で、交付率は10分の6.67でございます。

次に、下段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金では、5億484万8000円を追加しております。

内訳としまして、説明欄の1つ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億7610万2000円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援をきめ細かく実施するための重点交付金としまして、高齢者施設等市内395施設への支援金2896万3000円、障害福祉サービス等事業所143施設への支援金697万6000円、また、放課後児童クラブ等39施設への支援金141万5000円、私立保育所等52施設への支援金267万1000円、保育所等食材費高騰支援として認可外等を含め58か所への支援金1230万2000円。また、地球温暖化対策推進事業（重点交付金）として、対象となる省エネ性能の高い家電への買換えに対する定額補助等959万4000円。農林水産関係では、収入保険加入緊急支援事業（重点交付金）として、農業経営収入保険料の一部補助等5107万6000円、工芸作物燃油高騰対策事業（重点交付金）として、イグサ、茶、葉たばこ農家の燃油購入経費の一部補助等2382万8000円、畳表経糸価格高騰対策支援事業（重点交付金）として、畳表のたて糸購入経費の一部補助等4202万7000円、配合飼料等価格高騰対策支援事業（重点交付金）として畜産業者等の配合飼料等

購入経費の一部補助、4500万円、漁業用燃油価格高騰対策支援事業（重点交付金）として、漁業者の燃油購入経費の一部補助、170万円、漁業資材高騰対策支援事業（重点交付金）として、漁業者の漁具購入経費の一部補助350万円。さらに、商工・観光関係では、LPガス価格高騰対策支援事業（重点交付金）として、熊本県LPガス協会を通じてLPガス利用世帯への一部補助等1億1185万円、原油高騰対策運送事業者等緊急支援事業（重点交付金）として、運送事業者等の燃料の一部補助、7000万円、くまモンポート八代グランドオープン記念事業（重点交付金）として、アフターコロナの地域観光業活性化を図る記念事業に要する経費1840万円。これらの事業を補助する国の交付金でございます。

次の説明欄、最後のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装）、2874万6000円は、デジタル技術を活用して効果的に課題を解決するための取組のうち、入札・契約・検査事務事業として、いわゆる指名願い事業者が行う入札参加資格申請における電子システム化に必要な経費に104万5000円。観光交流事業として、観光情報の統合ポータルサイトの作成ややつしる観光dガイドとの連携、及び機能拡張に必要な経費に1120万1000円。防災対策事業として、避難所運営の円滑化のため、LINEやQRコード等のICTを活用したスマート避難所システムの導入に必要な経費に1650万円。これら事業を補助する国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

10ページをお願いします。

上段の表、目2・民生費国庫補助金では、8008万2000円を追加しております。このうち、節1・社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金54万4000円は、本年10月予定の生活保護基準見直しに伴う生活保護システム改修に要する経費に係る国

の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次の節2・児童福祉費補助金、7953万8000円のうち、説明欄1つ目の子ども・子育て支援整備交付金920万3000円は、太田郷児童クラブの施設整備に要する経費に係る国の補助金で、交付率は3分の2でございます。

説明欄2つ目の保育所等整備交付金7033万5000円は、あけぼの保育園園舎の耐震化及び老朽施設の改築に要する経費に係る国の補助金で、交付率は3分の2でございます。

なお、先ほど、第2表、債務負担行為補正で申しましたように、令和6年度までの2か年度事業でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金、防災・減災対策等強化事業補助金は、1180万円を追加しております。これは、のり面が崩壊した温泉センター線について、のり面保護に要する経費に係る国の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次の目7・商工費国庫補助金、節1・商工費補助金、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金は、165万円を追加しております。これは、クルーズ船の経済効果を分析し、本市の中長期の戦略ロードマップ等の作成経費に係る国の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、物価高騰対応生活者支援交付金1億2144万3000円を追加しております。これは、先ほど国庫補助金で申しましたもののうち、重点交付金を補完する県の補助で、地球温暖化対策推進事業（重点交付金）として959万3000円、LPガス価格高騰対策支援事業（重点交付金）として1億1185万円。これらの事業を補助する県の交付金でございます。

次の目2・民生費県補助金では、840万1000円を追加しております。このうち、節

1・社会福祉費補助金の民生委員・児童委員活動助成費補助金76万円は、県の補助金が増額されたことに伴い、八代市民生委員児童委員協議会に対して、1地区4万円で、19区域分の助成金が追加されるものでございます。

次の節2・児童福祉費補助金764万1000円のうち、説明欄1つ目の放課後児童クラブ整備費補助金230万円は、先ほど国庫補助金で申しました太田郷児童クラブの環境整備に要する経費に係る県の補助金で、交付率は6分の1でございます。

説明欄2つ目の保育所等物価高騰対策支援金補助金534万1000円は、これも先ほど国庫補助金で申しました重点交付金を補完する定額の県の補助金でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、1億8162万1000円を追加しております。このうち、説明欄の1つ目のがまだす里モン支援事業補助金18万7000円は、農山漁村地域活性化のため、住民主体の地域活動を行う二見平野地区棚田保全会によるナス等の野菜類を棚田ブランドとして、販売促進・販路拡大に要する経費に対する県の補助金で、交付率は2分の1でございます。

説明欄2つ目の農地利用効率化等支援交付金1331万2000円は、地域が目指すべき農地利用の集約化に向けた生産の効率化に取り組む鏡地区の1経営体による農業用機械の導入に要する対象経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

続いて、11ページをお願いします。

説明欄1つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金2614万4000円は、新規就農者の経営発展に必要な機械等の導入経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

説明欄2つ目の強い農業づくり総合支援交付金1億1306万8000円は、郡築など3戸の農業者によるR5屋根型ハウス生産管理組合

が行うミニトマトの低コスト耐候性ハウス3棟の整備に必要な経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

説明欄3つ目の県産麦安定生産体系構築支援事業補助金27万円は、鏡地区の1経営体による小麦の農業用機械の導入経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

説明欄4つ目の攻めの園芸緊急生産対策事業補助金2464万円は、品質向上、生産力向上、コスト低減等に取り組む5つの事業主体による自動換気施設など、農業用施設の導入経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

説明欄5つ目の熊本県農業農村整備事業補助金400万円は、洲口町農家水利組合が実施する作井工等に対する県の補助で、交付率は10の4でございます。

次に、目7・教育費県補助金、節3・中学校費補助金の熊本県教育・文化等振興補助金で30万9000円を追加しております。これは、部活動改革の一環として、第一中学校と第六中学校の2校に対して、部活動指導員を動員するために必要な経費を補助する県の補助金で、交付率は3分の2でございます。

次の目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金の熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金で149万円を追加しております。これは、矢山岳の森林公園の公衆便所や案内版の補修に必要な経費に対する県の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次に、中段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目7、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金で1079万円を追加しております。これは、日本製紙八代工場の壁面の妙見祭PR看板を撤去するため、八代市伝統文化活性化協議会に対する負担金として基金繰入れするものでございます。

次に、下段の表、款21・諸収入、項4、目

5、節8・雑入で、自治総合センターコミュニティ助成金2890万円を追加しております。内訳としましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用して、鏡まちづくり協議会、豊原上町町内会、古麓町町内会が行う備品や設備等の整備のほか、竹原町町内会が行う公民館施設整備や移動図書館サービスに使用する車両購入に要する経費の一部を助成するものでございます。

12ページをお願いします。

款22、項1・市債で、上から、目2・民生債、節2・児童福祉債は3540万円を追加しております。

説明欄1つ目、放課後子ども環境整備事業200万円は、先ほど国庫支出金や県支出金で申しました太田郷児童クラブの環境整備に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

説明欄2つ目、私立保育所施設整備事業3340万円は、先ほど国庫支出金で申しましたあけぼの保育園園舎の改築に要する経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次の目4・農林水産業債、節1・農業債で、団体営土地改良事業520万円を追加しております。これは、先ほど県支出金で申しました団体営土地改良事業に対する本市負担分に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の一般補助施設整備等事業債でございます。

次の目6・土木債、節1・道路橋梁債で、市内一円道路整備事業1180万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました温泉センター線ののり面保護に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の過疎対策事業債でございます。

次の目8・教育債、節6・学校給食債で（仮称）新南部学校給食センター施設整備事業480万円を追加しております。これは、この給食

センターの用地測量業務の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

最後の目9・災害復旧費、節2・公共土木施設災害復旧債で、道路橋梁施設災害復旧事業980万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました八八重～四方田線の迂回路の変更事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち総務費を説明いたします。

13ページをお願いします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費で、上から、目1・一般管理費は209万円を追加しております。これは、入札・契約・検査事務事業として、歳入でも申しました入札参加資格申請などにおいて、事業者の負担軽減や業務の効率化による効果的な行政サービスの提供に向けた電子システムの導入に必要な業務委託経費でございます。

なお、先ほど、第2表、債務負担行為補正でも申しましたように、令和6年度から10年度までの期間にわたりシステム使用料343万2000円を予定しているところでもございます。

次の目5・企画費は、690万円を追加しております。これは、自治総合センターコミュニティ助成事業として、歳入でも申しました鏡まちづくり協議会が行う、テント、椅子、テーブル等の整備、豊原上町町内会が行う地域コミュニティ無線放送設備導入、古麓町町内会が行うエアコン設置に要する経費の一部を助成するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

○委員（山本敬晃君） 歳出の入札・契約・検査事務事業についてなんですけども、こちら、電子化して、電子申請システムになるということなんですけども、入札される企業さんとかも全て電子で申請してもらおうという形になるんでしょうか。

○契約検査課長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の角田でございます。よろしく願いいたします。

今、山本委員の御質問につきましてですが、これから申請のほうを、入札に参加いただく方の名簿を作らせていただいているところなんですけど、そちらの申請のほうを今回デジタル化させていただいて、ネットワークを使いながら申請いただけるように。現在は紙で出しているものを変更させていただくというものになります。

○委員（山本敬晃君） 特に入札されてる業者の方で、別にこの電子申請ができない業者さんとかはいないんですね。簡単なシステムなんですよね。紙の申請は今後はもうしないという形になるんですか。

○契約検査課長（角田浩二君） できるだけ事業者の皆さんが扱いやすいシステムとさせていただこうというふうに考えております。

○委員（山本敬晃君） もう1点。紙の申請ってもうなくなるということでもいいんですか。

○契約検査課長（角田浩二君） はい、紙の申請は今のところはなくす予定としております。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 歳入の分で、議案書11ページのですね、教育費県補助金30万9000円か、これは昨日、一中と六中が対象だったということで説明聞いてたんですけど、六中のほうは何か辞退されたということで、もう既

にこの時点で不用額になっちゃうのかな。内訳とか分かりますか。

○教育部次長（田中智樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部、田中でございます。

委員御質問のところなんですけども、当初、第一中学校と第六中学校の部活動指導員ということで予定をしておりましたけども、直近の情報でありますと、昨日お話し申しましたけども、第六中学校の吹奏楽部のほうは今のところ不要ということで、第一中学校のほうで3名を予定しておりますので、不用額のほうは今のところ出ないという形で計画をしております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 13ページの繰入金の関係です。ふるさと八代元気づくり応援基金の繰入金について、日本製紙の妙見祭PR看板撤去ちゅうことで、今回、1079万円ですか、繰り入れられておりますが、実際、具体的に目標額というか、日本製紙の妙見祭PR看板撤去に関わる、そういうのはあるんでしょうか。

それと、もしあれならば、いつぐらいに実際この事業が動き出すのかですね、その辺りまで教えていただければと思います。

○理事兼財政課長（中村光宏君） 財政課の中村でございます。よろしくお願いたします。

クラウドファンディングにつきましてはですね、目標額が7000万を目標に設定してクラウドファンディングをですね、昨年、実施しておりますけれども、その結果、寄附の実績としましては8203万8000円ですかね、が寄っております。その中でですね、返礼品ですか送料、それから、委託料関係を差し引きまして残るのが大体42%程度の3400万程度をですね、次のデジタルアートの導入ちゅうこと

で予定をされております。

ちょっと時期についてはですね、まだはっきりと分かってないというような状況になっております。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） 意見ですけども、速やかにですね。

○委員長（古嶋津義君） 意見ですね。

○委員（高山正夫君） はい。よろしいですか、言って。

○委員長（古嶋津義君） はい。

○委員（高山正夫君） 速やかな作業開始を望みます。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 自治総合センターコミュニティ助成事業についてお尋ねをしたいと思います。今回、690万で3件ですかね、採択というか、されてるといふふうに思いますが、今回は総額で何件ぐらい申請があつての3件の採択になっているんですか。

○市民活動政策課長（長船征洋君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民活動政策課、長船でございます。

ただいま、委員の御質問でございますけども、今回4件申請を行いまして、総額で800万ほどですけど、1件だけ不採択になっております。残りの3件が採択で今回計上いたしております。

以上、お答えいたします。

○委員（堀 徹男君） ちなみに、その不採択だった理由みたいなので分かりますか。

○市民活動政策課長（長船征洋君） これは自治総合センターのほうでの審査となりまして、詳しくは分かりませんが、恐らく町内会のことです。対象事業者数が少ないとかです

ね、地域バランスあたり、総合的に判断されての結果だったと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございました。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で歳入等及び歳出の第2款・総務費についてを終了します。

執行部入替のため、小会いたします。

（午前10時36分 小会）

（午前10時37分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務企画部から説明を願います。

○総務企画部長（濱田浩介君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部、濱田でございます。

議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、歳出の款8・消防費につきまして、西田危機管理課長補佐が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課長補佐の西田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、歳出の消防費……。

○委員長（古嶋津義君） 着座されています。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 着座にて説明させていただきます。

議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号、18ページのほうをお願いいたします。

表の1段目を御覧ください。

款8・消防費、項1・消防費、目4・防災管理費で3300万円を追加し、補正後の金額を4億1765万3000円としております。

これは、令和5年4月1日、デジタル田園都市国家構想交付金、補助率2分の1の交付決定があったことに伴いまして、LINEやQRコード等のICTを活用し、避難所運営の円滑化を図るためにシステム導入に必要な経費を計上しております。

本システム導入につきましては、令和2年7月豪雨において、避難所への長期避難におきまして、避難者の入退室や健康状態の管理や支援物資の把握など、避難者への対応及び避難所運営において様々な課題がございました。そのような課題解決のため、今回、国からの交付金を活用し、導入するものでございます。

また、導入計画につきましては、本予算を御承認いただきましたならば、速やかにシステム導入に関連する部課かいにより横断的に協議を行います。実装につきましては、令和6年度からを予定しております。

なお、財源につきましては、特定財源としてデジタル田園都市国家構想交付金1650万円となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今の御説明だと、この予算が決まってから段取りに入るみたいというような感じだったですね。システムが出来上

がったら、その運用する部署という課がまた要るんじゃないですか。上がってきたデータを集約して、何ていうんですかね、そういうセンターみたいなものがあるんじゃないかなと思うんですけど、その部分も含めてこのシステム構築の委託に入ってるんですかね。どこか部署が。危機管理課で取りまとめてされるとか。またそれなりの業務にはなると思うんですよね。その辺の構想からですか、これは、今、含めた。

○危機管理課主幹兼危機管理係長（小林和也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

今、委員からの御質問の情報共有というところかなと思いますが、蓄積されたデータにつきましては、もちろん所管しております危機管理課のほうでですね、データ管理は適切に行わせていただきます。その後、関係する各課かいのほうにですね、こちらで収集した情報を共有させていただきますので、各部に対策部がございまして、そちらのほうで適宜共有いただいております。適切な支援に活用していただくということとしております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時43分 小会）

（午前10時44分 本会）

◎議案第44号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第44号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼市民税課長（岩崎龍一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の岩崎です。よろしくお願いいたします。

では、議案第44号・専決処分の報告及び承認についてでございます。

内容につきましては、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の1ページをお開きください。

初めに提案理由です。

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから、提案するものでございます。

それでは、2ページをお願いします。

専決第1号・専決処分書でございます。内容は、八代市市税条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の内容は、3ページから9ページとなっておりますが、改正の主なものにつきましては、先にお配りしております、この右上のほうにですね、令和5年7月20日、総務委員

会、議案第44号、市民税課・資産税課と書いてありますこの資料を用いまして説明をしたいと思えます。

じゃあ資料の1ページをお願いします。

1の改正の趣旨としましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。専決理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律は令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されるものがあるため、令和5年3月31日で専決処分を行ったものでございます。

次に、2番の改正の主な概要についてです。

市民税課所管分については私のほうから説明を行い、資産税課所管分については、草原資産税課長のほうから説明いたします。

それでは、市民税課所管の主な改正点について説明させていただきます。

改正につきましては、大きく2点に分かれています。

まず、1つ目が、資料1ページの森林環境税の創設でございます。森林環境税とは、令和6年度から個人に対して課税される国の税金でありまして、個人住民税均等割と合わせて一人年額1000円が徴収されます。その徴収された全額が、国によって森林環境税として都道府県、市町村へ譲与されるというものでございます。

創設の経緯としましては、森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化防止など、様々な機能があります。しかし、林業の担い手不足、所有者や境界の不明など、経営管理や整備に支障を来すなどの課題も見られます。

このような現況に加えてですね、パリ協定の枠組みにおける目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要が生まれ、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

なお、森林環境譲与税につきましては、20

19年度からですね、前倒しで譲与されております。

次に、2つ目がですね、2ページになりますので、めくっていただいて、2ページの軽自動車税関係になります。

軽自動車税についてもですね、今度は主に3点が改正されております。

まず1点目が、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設でございます。3輪以上で特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等に該当する場合は、令和6年度課税分より、ミニカーの税率区分3700円から、原動機付自転車の税率区分2000円に移行されます。

2点目が、環境性能割の税率区分の見直しです。環境性能割は、自動車取得税に代わって新しく導入された自動車の取得時にかかる税金です。税率は非課税から2%となっており、燃費性能が高い自動車ほど税が軽減されます。現行の税率区分では、令和5年12月までを据え置かれ、2035年電動車100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及を促進する観点から、各税率区分における燃費基準達成年度を令和7年度までの3年間で段階的に引き上げられます。

3点目が、グリーン化特例の延長となります。電気自動車などを取得した場合における現行の経過措置、新規登録した翌年度のみですね、軽自動車税の75%軽減等について、適用期限を3年延長し、令和7年度登録分までとなります。

以上が市民税課所管の主な改正点でございます。

○資産税課長（草原清一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課、草原でございます。よろしくお願いたします。

引き続き、資産税課所管分の改正内容につき

まして、座りまして説明させていただきます。

資料は3ページです。

固定資産税に関する主な改正は、2点ございまして、両方とも令和5年4月1日施行となっております。

まず1点目に、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する特例措置の延長でございますが、これは、令和4年度末で関連税制措置の適用期限を迎えたことから、その延長を図るものでございます。

平成28年熊本地震につきましては、被災住宅用地特例及び被災代替家屋特例を、令和2年7月豪雨につきましては、被災住宅用地特例を、それぞれ令和6年度まで2年間延長するものでございます。

平成28年熊本地震の被災住宅用地の特例は今回が3度目、被災代替家屋の特例は2度目の延長となります。また、令和2年7月豪雨の被災住宅用地の特例は、今回が初めての延長となります。

各特例の措置の概要につきましては、記載のとおりでございますが、申し上げますと、被災住宅用地の特例は、災害前、住宅用地特例の適用を受けていた土地について、災害により住宅が滅失、損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、引き続き住宅用地特例を適用するものでございます。

また、被災代替家屋の特例は、災害により滅失、損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得等した場合に、当該家屋に係る固定資産税の税額を、取得等後4年度分に限り2分の1に減額するものでございます。

次に、2点目の大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設でございますが、これは、築後20年以上が経過している一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実

施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を3分の1減額するものでございます。

まず、対象となるマンションの要件でございますが、1つ目に、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること。2つ目に、長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること。長寿命化工事とは、外壁塗装等工事、床防水工事、屋根防水工事のことをいいます。3つ目に、長寿命化工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていることとなります。

次に、長寿命化工事の実施要件でございますが、外壁塗装等工事、床防水工事、屋根防水工事の3つの工事を一体で実施することが要件となります。

なお、先ほど申し上げました対象となるマンションの要件の2つ目の過去の長寿命化工事では、3つの工事を全て実施している必要がありますが、一体で行っている必要はありません。

最後に、特例措置の内容につきましては、マンションの各区分所有者の居住用部分床面積100平方メートル相当分について、工事が完了した翌年度の固定資産税額の3分の1を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今の固定資産の分でお尋ねしますが、対象となる数とですね、影響額みたいなのは分かりますか。

○資産税課長（草原清一君） 対象となるマンションと。

○委員（堀 徹男君） いや、1番のほうです。

○資産税課長（草原清一君） 要件の1つ目で

ございます。

現在、資産税課で把握しておるマンションにつきましては、7棟ございます。

それと、もしこの制度に該当した場合、税額といたしましては、減額が1060万ほどとなります。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） すみません、今のは大規模マンションのほうの答えですか。

○資産税課長（草原清一君） はい。1つ目のマンションの要件。

○委員（堀 徹男君） すみません、1点目の被災住宅の特例措置ですよ、聞いているのは。

○資産税課長（草原清一君） 失礼いたしました。

被災住宅用地特例につきましては、平成28年熊本地震が152筆、令和2年7月豪雨につきましてが18筆、令和5年度適用となっております。

額につきましては、今現在、資料をお持ちいたしておりません。失礼いたしました。

○委員（堀 徹男君） じゃあ改めて2点目の大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置をもう一回聞きますけど、長寿命化工事の実施要件が、説明書によりますと、3つの工事を一体で実施となっているんですけど、何か話の途中じゃ、一体じゃなくてもいいというような説明もあったかなど。聞き間違いなら。

○資産税課長（草原清一君） 対象となるマンションの要件の2つ目に、過去の長寿命化工事というのがございます。こちらにつきましては、先ほど言いました3つの工事を一体で行っている必要はなく、過去に3つの工事を実施していれば②番の要件は満たすということでございまして、今回、現在の制度を適用するに当たって行う工事といたしましては、3つの工事を一体的に行う必要がございますということでございます。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） よかですか。

○委員（堀 徹男君） はい、後でまた個別に教えてください。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 森林環境税について伺います。

昔ですね、水とみどりの森づくり税というのがあったと思うんですけど、それが廃止になったのかと、あと、当然これは目的税なんだろうけども、国から都道府県、市町村に交付されるっていうことなんだろうけども、途中、都道府県が市町村の支援ということになってます。これはもう全て市町村が事業をやるというふうに解して、——都道府県もやるのか。そうですね、まずその以前の水とみどりの森づくり税が廃止になったのかと、この譲与税の国からのですね、流れというか、それをもう一回、ちょっと教えていただけますか。

○理事兼市民税課長（岩崎龍一君） 高山委員の今の県のですね、水とみどりの森づくり税というのがありまして、これは平成17年から始まって今も継続されております。これは500円というのが均等割に上乗せされてるというような形になっております。

それと、今現在ですね、東日本大震災からの復興に関する地方公共団体が実施する防災のための地方税の臨時特例というので1000円、均等割に上乗せされておりますが、これは平成26年から始まって令和5年までで終わりますので、これがちょうど終わって森林環境税というのに替わっていくような形になりまして、この森林環境税は全部国のほうに、一応市町村で集めて国のほうに流して、そのまま、また県や市町村に戻ってくるっていうことになります。

事業としては、当然森林保全とかですね、そういうのに使われるということになるんですけど

ど、多分森林面積とか、そういう森林関係とかに従事する方の人数とか、そういうので割り振りが決まって、それを各都道府県、市町村で使っていくというような形になります。

○委員（高山正夫君） 法人はないわけですね、今。この森林環境税については個人だけの徴収って形になるのか。

○理事兼市民税課長（岩崎龍一君） 法人のほうも1000円から4万円の範囲内で、今も続いている。個人が続いているので。

○委員（高山正夫君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（田方芳信君） これ、個人住民税の均等割と合わせて、一人年額1000円徴収ちゅうことですけど、これは大人から子供までですか。

○理事兼市民税課長（岩崎龍一君） 年齢問わずですね、住民税の均等割が課税されてる方には1000円上乗せという形になります。だから、例えば80歳超えてようが、仮に未成年でも、そういう均等割がかかっているような方であれば、森林環境税として1000円、均等割に上乗せされるということになります。

○委員（田方芳信君） 全てということですか。

○理事兼市民税課長（岩崎龍一君） そうですね。

○委員（田方芳信君） 日本国民の大人から子供まで税を取るちゅうことですね。

○理事兼市民税課長（岩崎龍一君） はい、課税されてる方であれば。

○委員（田方芳信君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） すみません、固定資産税の大規模修繕工事を行ったマンションの分ですけど、先ほど7棟ぐらい何か把握してられるというお答えだったんですよね。把握の仕方っていうのは、どうやってつかまえられるんです

か。

そして、もう1点が、この制度の周知っていうのはどうやってされましたか。

○資産税課長（草原清一君） 把握といいますのは、建築後20年以上経過している10戸以上のマンションであるということで、こちらの資産税課のほうで課税をしてるマンションにつきまして、現在、20年以上経過している1棟当たり10戸以上を有しているマンションが7棟ございますということでございます。

それと、周知方法につきましては、現在、建設部のほうでこのマンション管理計画の策定を予定されておりまして、そのアンケートを実施されておりまして、その中でこの減税制度の周知をいたしているところでございます。

それで、資産税課といたしましては、今後はホームページ等での周知をしていくということになります。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 意見がなければ、これより採決いたします。

議案第44号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時05分 小会）

(午前11時06分 本会)

◎議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。改めてよろしくお願ひいたします。

失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて議案書の15ページをお願ひいたします。

議案第46号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

16ページをお願ひします。

専決第3号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号で、内容は、3月定例会後にふるさと納税返礼品代の増額、決算見込みによる基金積立てなど、予算の調整を図る必要から、本年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、19ページをお願ひします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ7億2170万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ720億1160万円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、21ページをお願ひします。

第2表、地方債補正でございますが、上から、土地改良事業では、補正前の1億1030万円から460万円を減額し、補正後の限度額を1億570万円としております。

次の河川海岸整備事業では、5870万円に460万円を追加して6330万円としておりまして、この2つは、県営土地改良事業の変更に伴い、起債の目的を変更したことによるものでございます。

最後の社会体育施設整備事業では、6090万円に10万円を追加し6100万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど、歳入、款22・市債で説明いたします。

それでは、歳入を説明いたします。

25ページをお願ひします。

上段の表から、款1・市税、項1・市民税、目1・個人、節1・現年課税分で7370万円、次の中段の表、款7、項1、目1、節1・地方消費税交付金で1億5690万円、また、下段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税で1億6650万円を追加しております、いずれも決算見込みなどによる今回の補正予算の一般財源でございます。

26ページをお願ひします。

上段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（過年度分）3億280万円を追加しております。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の過年度の精算交付分でございます。

次に、中段の表、款17・財産収入、項2・財産売却収入、目1・不動産売却収入、節1・土地売却収入で、八千把地区土地区画整理事業保留地売却収入2170万円を追加しております。これは、当該保留地の売却が予定を上回ったため、基金に積み立てるための財源とするものでございます。

次に、下段の表、款22、項1・市債、目8・教育債、節7・社会体育債は、体育施設整備事業10万円を追加しております。これは、

鏡町が過疎地域となったことに伴い、合併特例債から過疎対策事業債に変更したことで、充当率が95%から100%となったため増額するものでございます。

続いて、27ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では、1億700万円を追加しております。これは、令和3年度の寄附におけるふるさと納税の返礼品代のうち、支払いが年度をまたぎ、令和4年度となる分について、予算を組み替えて対応するものでございます。

次に、1つ飛ばして下段の表になります。款12・諸支出金、項1・基金費、目2・市有施設整備基金費は、7億円を追加しております。これは、令和4年度の実質収支の見込みから、今後見込まれる新八代駅周辺の開発や新たな工業団地整備などの財源として基金に積み立てるものでございます。

次の目4・ふるさと八代元気づくり応援基金費は1億700万円を減額しておりますが、これは先ほど申しましたふるさと納税の返礼品代の予算組替えによるものでございます。

以上で説明を終わります。御承認のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専

決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第47号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしく願いいたします。

失礼します。着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて議案書の29ページをお願いいたします。

議案第47号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

30ページをお願いします。

専決第4号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号ですが、内容は、電気、ガス、食料品等の価格高騰で特に家計への影響が大きい低所得世帯等を対象とした価格高騰重点支援給付金、及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給経費等について、速やかに支給できるよう、本年4月20日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、33ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ8億1650万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ634億8610万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみとなりますが、説明いたします。

38ページをお願いいたします。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金で、上段から、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6億1835万2000円を追加しております。これは、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の支給対象世帯に対して、1世帯当たり3万円の価格高騰重点支援給付金を支給するもので、本年6月1日現在で対象となる約2万世帯への支給に要する経費に係る国の補助金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金では、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金1億9814万8000円を追加しております。これは、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯である児童扶養手当を受給する者などの対象となる世帯に対して、子供1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、対象となる子供約3900人分の支給に要する経費に係る補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認する

に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部は退席願います。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） 小会します。

（午前11時20分 小会）

（午前11時26分 本会）

◎陳情第3号・消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出方について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

まず、郵送等にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認をお願いします。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第3号・消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（古嶋津義君） それでは、本陳情について御意見等はありませんか。

○委員（山本敬晃君） 私はですね、やっぱり今の国民生活は本当に厳しいところがありますので、こちらですね、消費税の減税ということで、国政のほうでも党派を超えてですね、減税を求める声は多くありますので、私はですね、採決して、ぜひ速やかにですね、採択して、政府にですね、送付すべきだと思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかにございませんか。

○委員（村川清則君） 確かに石油が高騰したり、あるいはロシアのウクライナ侵攻でいろん

な物価が上がっているのは現実ですけれども、農業で言ったら燃油セーフティーネット構築事業とかですね、肥料も高騰分に対するいろいろ手当とかもありますし、また、生活困窮者支援事業とかもあります。消費税率引き下げれば、要するに代替りの財源をどうするのかという。どこかにしわ寄せが行くわけで、消費税も前回上がった分は福祉目的税ということでいろいろ福祉関係に使われているわけで、その辺のところもございまして、これは、私は審議未了のほうがいいんじゃないかということで提案いたします。お願いします。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） ちょっとですね、財務部あたりに消費税5%に減税した場合、地方自治体には地方消費税交付金というのが来てるはずなので、どれぐらいの影響を及ぼすのかなというのをちょっと確認させていただきたいんですけどね。可能ならば執行部に教えていただければ。

○委員長（古嶋津義君） ただいま、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見がありました。

本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

小会いたします。

（午前11時31分 小会）

（午前11時33分 本会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○理事兼財政課長（中村光宏君） 財政課の中村でございます。よろしくお願いいたします。

消費税につきましてはですね、本市においてもですけども、地方消費税交付金というのが交付されておりまして、令和4年度の実績から言いますと30億ほど交付されております。その中でですね、社会保障の財源にするということになっておりますので、その分が17億円ほど充当してるということになります。

したがってですね、消費税増税による交付金というのはですね、市にとってはかなり重要な財源というふうになっておりますので、今後、全国的には少子高齢化で社会保障費等増加をしていく中でですね、充実した社会保障の継続をしていくということを考えれば、消費税10%は必要かなというふうに財政としては考えております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） 説明はよかですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） 小会します。

（午前11時35分 小会）

（午前11時37分 本会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、本会に戻します。

ただいま、継続審査と審議未了を求める意見と採決を求める意見がありましたので、まず、継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、本陳情については、閉会中継続審

査の申出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成に方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手同数と認め、委員長裁決をいたします。

じゃあ審議未了で。

挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

小会いたします。

(午前11時40分 小会)

(午前11時43分 本会)

○委員長(古嶋津義君) じゃあ本会に戻します。

先ほど私のほうから可否同数と申し上げましたが、挙手多数でありますので、挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されたました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成に当たっては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(古嶋津義君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かあり

ませんか。

○委員(堀 徹男君) 一回小会お願いしてもいいですか。

○委員長(古嶋津義君) じゃあ小会いたします。

(午前11時44分 小会)

(午後0時11分 本会)

○委員長(古嶋津義君) それでは、本会に戻します。

以上で所管事務調査2件についてを終了します。

それから、先ほど陳情の採決に関しましては、可否同数であり、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長裁決の結果、委員長が審議未了と裁決した結果が有効となります。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外視察について協議のため、小会をいたします。

(午後0時12分 小会)

(午後0時14分 本会)

○委員長(古嶋津義君) それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りをいたします。

本委員会は、令和5年8月7日から9日までの3日間、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調

査のため、奈良県生駒市、大阪府富田林市、兵庫県尼崎市へ管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後0時15分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年7月20日

総務委員会

委員長